

いとしまエコライフのススメ ～今日からあなたもエコ達人～

No.3

あなたもできるごみ減量法～水切り～

生ごみの水切りをしていますか

生ごみの約8割は水分といわれています。捨てる前にしっかりと水切りすれば、ごみが減り、ごみ袋代の節約になります。

◆水切りの方法

1. 手で絞る

最も簡単で効率がよいのは手で絞ること。素手で触るのが嫌な人は、ゴム手袋を使いましょう。

2. 道具を使う

不要なCDを使う方法もあります。生ごみをネットなどに入れ、ネットの口をCDの穴に通して引っ張ることで強く絞ることができます。

3. 一晩置く

生ごみに水がかからないように、網に入れて一晩置くだけでも、ほどよく水が切れ、乾燥させることができます。

◆今日から始めよう

生ごみの水切りは誰でもできる簡単なごみ減量法です。また悪臭防止や二酸化炭素の削減にも効果があります。

あなたも今日から、水切りを始めましょう。



めざせエコドライバー～加速、減速は少なめに～

みなさん、車を運転するときのスピードに気を付けていますか。

今回紹介するエコドライブは、「加速、減速の少ない運転」です。

加速、減速の少ない運転

速度にムラのある走り方をすると、市街地で2%、郊外で6%程度燃費が悪くなります。

無駄な加速、減速の少ない運転を心がけて、燃費を向上させましょう。

ポイント

- 走行速度よりも、速度変化を意識する。
- 前の車に釣られて、加減速し過ぎない。
- 流れに乗りながら、適度な車間距離をとる。
- すぐ前の車だけでなく、少し先の交通状況にも気を配る。
- 赤(黄)信号が見えたら、アクセルを余計に踏み過ぎない。



ごみを
分けて
資源に

可燃ごみの量の変化	平成22年4月～6月	6,510トン
	平成23年4月～6月	6,603トン
	前年比	+1.4%

問い合わせ
糸島市生活環境課
☎(321)2068
FAX(321)1139

セクハラとは、「相手方に意に反する性的な言動」をいいます。セクハラには、セクハラ行為後の対応により給料を減らす、降格・解雇するなど、不利益を与える対価型や、相手の意に反して体を触る、「女の分をわきまえろ」などと性差別的な言動(ジエンダーハラスメント)により就業環境を悪化させる環境型があります。これは職場以外のスポーツ・学校・地域活動などのあらゆる場面で起こり得ます。

セクハラとは？

相手の意に反している場合はセクハラ

- | | |
|------------------|----------------|
| 〈言葉〉 | ● 性的な冗談・からかい |
| ● 性的経験や性生活を聞く | 〈行動〉 |
| ● デートや食事に執拗に誘う | ● 執拗に体を眺める |
| ● キスを強要する | ● 不必要に体を触る |
| ● ヌードポスターなどを掲示する | ● デートや食事に執拗に誘う |

セクハラかどうかの判断で大事なポイントは「相手に

さんかく情報局 ～セクシュアル・ハラスメントを許さない！～

vol. 26

セクシュアル・ハラスメント(以下セクハラ)は人権侵害です。性的な自由や働く権利を侵害し、心身に大きなダメージを与えます。

明日のプレゼンの打ち合わせをホテルのラウンジでしよう♪
7時に待ってるよ♥



同意があるかないか。ジョークがコミュニケーションの手段になると思つても、相手が不快に思う会話はもはやコミュニケーションとはいえない。

被害者は職場などの権力関係のもとで声を上げられないことが多い、もし声を上げても「仕返しが怖い」「誰も助けてくれない」「どうせ握りつぶされる」などと思つてしまします。場合によつては加害者をエスカレートさせ言いにくいのです。

もしセクハラを受けたら、まずは信頼できる人や職場の相談窓口、専門の機関に相談してみましょう。

糸島市DV・女性相談窓口
☎(322)2845
福岡労働局雇用均等室
☎(411)4894
福岡県労働者支援事務所
☎(735)6149
全国共通人権相談ダイヤル
☎0570(003)110

事業主のみなさんへ セクハラ対策はあなたの義務です！

現在、事業主には「セクハラは許されない」ことを会社の方針として対応をする義務が課せられています。

何も対応をしなかつた結果、事業主の責任を問われ裁判になるケースも年々増えています。

セクハラは性的な自由や働く権利を侵害します。人権侵害という認識を深めていくとともに、男女の力関係や賃金格差、発言力の格差、正規・非正規などの待遇の格差なども含めて改善していきましょう。

セクハラが起きた場合

- 優秀な人材を失う
- 慶謝料を請求される
- 企業のイメージダウンにつながる

そうなる前に対策を

- 就業規則へ明記
- 周知・啓発
- 相談窓口の整備と対応

事業主の措置義務化

1999年から施行された改正男女雇用機会均等法でセクハラについて事業主の配慮義務が明記され、さらに2007年に強化されて措置義務となりました。

事業主の方がセクハラ対応を整備したい時は 福岡労働局雇用均等室 ☎(411)4894 に相談しましょう